

協議第 25 号

一般職の職員の身分の取扱いについて

一般職の職員の身分の取扱いについて提出する。

平成 16 年 3 月 10 日提出

美方町・村岡町・香住町合併協議会

会 長 岩 槻 健

協定項目	2 - (5)	一般職の職員の身分の取扱い
<p>一般職の職員の身分の取扱いについては、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none">1 美方町、村岡町及び香住町の一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第 9 条第 1 項の規定に基づき、すべて新町の職員として引き継ぐ。2 職員数については、新町において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化を図る。3 職員の給料は現給を保障し、合併による格差は調整する。4 職階については、合併時に職名とともに級別標準職務表を調整し、統一する。5 初任給基準を合併時に一本化するように調整し、統一する。		

平成 年 月 日確認・継続協議

参 考 資 料

協議項目	一般職の職員の身分の取扱い	協議細目	
原則	<p>新設合併の場合、合併関係市町村は消滅するため、当該職員は失職することとなる。 しかし、当該職員は合併後も引き続き職員としての身分を保有するよう措置することが定められているため、合併協議会において引き継ぐ旨の取決めを行い、合併した日に首長職務執行者が辞令交付することとなる。 また、当該職員の任免、給与その他の身分取扱いに関し公正に処理されなければならない（同条第2項）ことから、任用制度、給与及びその他の勤務条件について比較検討の上、事前に十分協議を重ね合併前後で著しい不均衡が生じないよう取決めを行うことが適当である。</p>		
参考法令	<p>【市町村の合併の特例に関する法律】 （職員の身分取扱い） 第9条 合併関係市町村は、その協議により、市町村の合併の際現にその職に在る合併関係市町村の一般職の職員が引き続き合併市町村の職員としての身分を保有するように措置しなければならない。 2 合併市町村は、職員の任免、給与その他の身分取扱いに関しては、職員のすべてに通じて公正に処理しなければならない。</p>		
先進事例	新市町名等	調 整 方 針	
	養父市	<p>1．4町の一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第9条第1項の規定に基づき、すべて新市の職員として引き継ぐ。 2．養父郡広域事務組合の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐ。 3．職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化を図る。 4．職員の給料は現給を保障し、合併によって生じた格差は速やかに調整する。 5．職階については、合併時に職名とともに級別標準職務表を調整し、統一する。</p>	
	朝来市	<p>1 職員の身分の取扱い （1）4町の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐ。 （2）朝来郡広域行政事務組合の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐ。 2 職員数 （1）職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化を図る。 3 職員給料 （1）職員の給料は現給を保障し、合併による格差は速やかに是正する。 （2）教育職に係る給料表を合併時に一本化するよう調整する。 （3）初任給基準を合併時に一本化するよう調整する。 4 職階 （1）職階については、合併時に職名とともに級分類を調整し、統一する。</p>	
	篠山市	<p>1．職員は全て新市の職員として引き継ぐ。 2．職員の定数の合計については、現行定数を移行するものとし、各区分毎の定数の割り振りについては、合併時に調整する。合併後は職員の定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。 3．職名については、合併時に調整し統一を図る。 4．給与については、町村会準則給与表を基準とし、級別標準職務表は合併時に調整し統一を図る。 なお、現職員については現給を保障する。</p>	